

糸島市運動公園整備等発注支援業務 公募型プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 目的

本業務は、糸島市運動公園整備・運営事業を DBO 方式（Design Build Operate）で実施するにあたり、実施方針・要求水準書の策定・公表から、事業者公募・決定、事業者契約の締結までに必要となる各種資料の作成、その他関連する業務の支援を行うことを目的とする。

(2) 業務名

糸島市運動公園整備等発注支援業務

(3) 業務内容

別途提供する「糸島市運動公園整備等発注支援業務仕様書」のとおりとする。

(4) 履行場所

糸島市前原西一丁目

(5) 業務期間

契約締結の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

2 見積金額の限度額等

(1) 見積金額の限度額

金 27,810,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

※限度額は、提案にあたっての上限の額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

※契約締結にあたっては、糸島市契約事務規則（平成 22 年規則第 60 号）第 23 条の規定に基づく契約保証金を納付すること。ただし、同規則第 24 条に該当する場合は免除できる。

(2) 支払条件

全業務が終了し、履行確認を行った後の請求に基づき、委託業務料の支払いを行う。

ただし、単年度の支払い限度額は 13,905,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,030,000 円）とする。

なお、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と、本業務の業務完了の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託業務料の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

また、再委託又は下請等の者など、連携して業務に当たる者は、次に掲げる（1）から（6）の要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てが行われ、同法に基づ

く裁判所の更生手続開始決定が行われていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われ、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていない者

- (3) 法人税、消費税及び地方消費税、市町村民税に滞納がない者であること。
- (4) 当該事業の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- (5) 糸島市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 200 号）第 2 条に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、又暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。
- (6) 同一の法人、団体又は代表者が、重複して参加表明をしていないこと。
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく登録を行っている者
- (8) 過去 10 年間（平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）に完了した同種業務または類似業務についての元請受注実績を有していること。ただし、発注機関が国の機関又は地方公共団体の業務とする。
- (9) 配置予定技術者（管理技術者及び主担当者）が技術士（総合技術監理部門—建設又は建設部門—分野は問わない）又は R C C M の資格を有していること。
- (10) 管理技術者は、公募型プロポーザル参加者と継続的な雇用関係を有する者であること（参加表明書提出の日前 3 か月以上）。
- (11) 配置予定技術者（管理技術者及び主担当者）は過去 10 年間（平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）に業務が完了した同種業務または類似業務の管理技術者又は主担当者として（照査技術者として携わった業務経験は含まない。）の業務実績を有する者であること。
ただし、発注機関が国の機関又は地方公共団体の業務とする。
- (12) 同種業務、類似業務の定義は下記のとおりとする。
同種業務： P F I （ B T O に限る。）又は D B O 方式による運動施設整備等発注支援業務
類似業務： P F I （ B T O に限る。）又は D B O 方式によるその他の公共施設整備等発注支援業務

4 参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い

- (1) 参加資格確認基準日（参加資格確認申請書提出期限日）から企画提案書提出日までの間に参加者が参加資格要件を欠くに至った場合は、公募型プロポーザルに参加することができない。
- (2) 企画提案書提出日から、企画提案書選定日までの間に参加者が参加資格要件を欠くに至った場合は、企画提案書選定の審査対象から除外する。
- (3) 企画提案書選定日から契約の締結日までの間に参加者が参加資格要件を欠くに至った場合は、失格となる。

5 日程及び応募の手続き等

(1) 担当課・担当者

〒819-1192

糸島市前原西一丁目 1 番 1 号

糸島市役所企画部経営戦略課

運動公園整備係 担当：大久保（おおくぼ）

電話 092-332-2061

E-mail keieisenryaku@city.itoshima.lg.jp

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出方法

- ① 提出期間 平成 30 年 6 月 20 日（水）から 7 月 2 日（月）
午前 8 時 30 分～正午及び午後 1 時～午後 5 時（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
- ② 提出場所 糸島市役所企画部経営戦略課運動公園整備係（糸島市役所本館 2 階）
- ③ 提出書類
 - (1)参加表明書 (様式 1)
 - (2)業務の再委託又は下請等を受ける事業者の調書 (様式 1 - 2)
 - (3)参加者の業務実績調書 (様式 2)
 - (4)管理技術者届 (様式 3)
 - (5)主担当者届 (様式 4)
 - (6)添付資料
 - ア 会社概要のわかるもの（最新のもの、パンフレットでも可）
 - イ 建設コンサルタント登録規程に基づく登録を証明する書類の写し（登録更新通知等、最新の状況がわかるもの）
 - ウ 財務諸表（貸借対象表、損益計算書、直近の事業年度 2 年分）
 - エ 直近の糸島市税の滞納がないことの証明書（3 か月以内に発行されたもの。写しでも可。糸島市で課税がない参加者は不要。）
 - オ 直近の法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（3 か月以内に発行されたもの。写しでも可）
 - カ 使用印鑑届（様式 5）
 - キ 誓約書（暴力団排除条例関係）（様式 6）
- ④ 提出部数
 - ・ 正本 1 部
- ⑤ 提出方法
 - ・ 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。）
 - ※ 7 月 2 日（月）午後 5 時必着
- ⑥ その他留意事項
 - ・ 本業務の再委託又は下請等を受けた者は、単独及び他のグループの協力企業としての参加はできないものとする。
 - ・ 建設コンサルタント登録規程第 7 条に規定する平成 29 年度の現況報告書の写しを提出する者については、建設コンサルタント登録規程に基づく登録を証明する書類の写し（登録更新通知等、最新の状況がわかるもの）及び貸借対照表の提出を省略できる。

(3) 質問の受付及び回答

- ① 提出期限 平成 30 年 6 月 20 日（水）から 7 月 4 日（水）正午必着
- ② 提出場所 糸島市役所 企画部経営戦略課 運動公園整備係
- ③ 提出方法 質問書（様式 11）に記入の上、書面又は E-mail により提出すること。
- ④ 回答日 平成 30 年 7 月 9 日（月）
- ⑤ 回答方法 質問者を匿名にして、参加者全員に E-mail で回答する。
審査に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(4) 参加資格の審査

提出された参加資格に基づき、参加資格の審査を行う。審査結果の通知については、審査終了後、平成30年7月5日（木）までにEmailで参加表明者に通知する。

また、有資格者から多くの参加申し込みがあった場合は、選定委員会において企画提案書を審査し、プレゼンテーション・ヒアリング審査への参加者を選定することがある。その結果については、平成30年7月18日（水）までにEmailで連絡し、後日審査結果通知書により通知する。

※参加申込書の提出後に、公募型プロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式1-3）を提出すること。なお、辞退した場合でも他の案件での入札等には一切影響はない。

(5) 企画提案書の提出

- ① 提出期間 平成30年7月5日（木）から7月12日（金）

午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

- ② 提出場所 糸島市役所 企画部経営戦略課 運動公園整備係

- ③ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留郵便に限る）

※7月12日（金）午後5時必着

- ④ 提出書類

- ・企画提案提出届 (様式7)
- ・実施方針・工程計画 (様式8)
- ・業務実施体制 (様式9)
- ・企画提案書 (様式10-1、様式10-2、様式10-3)
- ・見積書及び見積内訳書 (任意様式)

- ⑤ 実施方針・工程計画

- ・実施方針、工程計画（実施フロー、実施体制等を含む）について様式8に記載すること（2枚以内）。

- ⑥ 企画提案書

- ・次の提案テーマについて様式10-1、様式10-2、様式10-3に記載すること（それぞれ2枚まで）。また以下の注意点に留意すること。

【提案テーマ1】 運動・交流・防災の3つの機能を生かした運動公園の設計、施工、維持管理・運営とするため、民間事業者から創意工夫を誘発する要求水準書作成について（様式10-1）

[留意事項]

公表している「運動公園等の整備に関する方針」、「糸島市運動公園等整備構想」、「糸島市運動公園等整備計画」で、整備する施設内容を定めてきたところだが、充実した諸室、公園の機能として何を配置すべきかを提案すること。

また、本市として、以下の2点については、再度重点的に検討し、要求水準書を作成する必要があると考えている。

- (1) サブアリーナの整備
- (2) 駐車場の利活用（例：フットサルコートとの併用化 等）

上記の点を踏まえて、具体的な方策を提案すること。

【提案テーマ2】 限られた予算で効果的かつ効率的に設計、施工、維持管理・運営を行うための要求水準書作成について（様式10-2）

[留意事項]

整備計画の概算費用に見合った要求水準とする必要があり、整備費や維持管理・運営費を算出する上での利用者数、利用料収入の想定や、光熱水費の削減策等について、具体的に提案すること。

【提案テーマ3】 設計、施工、維持管理・運営のモニタリングに関する要求水準書作成について（様式10-3）

[留意事項]

市民や利用者が「納得感」を得られるモニタリングとするために、市がモニタリングを行う上で重要となるスケジュールや項目、明確な指標設定を具体的に提案すること。

なお、本事業はDBO事業であるため、整備費用に民間資金は活用せず、またSPCの組成を想定しない前提で提案すること。

(注意点)

- ・留意事項を踏まえた具体的な提案とすること。
- ・専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、図等を用いて、簡潔かつ明瞭に記述すること。
- ・必要な補足資料（図表、カタログ、パンフレット等）がある場合は、A4版で別途2枚まで提出を認める。
- ・提案内容は全て企画提案書に記述すること。
- ・文章は横書きとし、用紙の規格は、A4縦、両面印刷、片とじ、横開きを原則とすること。
- ・ページ番号を付すこと
- ・文字サイズは10ポイント以上とすること。
- ・使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。
- ・別紙「糸島市運動公園整備等発注支援業務仕様書」の内容を踏まえること。

⑦ 見積書および見積内訳書

- ・様式は任意とし、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込価格を記載すること。
- ・見積内訳書は具体的な内訳を明らかにした上で、人件費明細書等で作業にかかる工数を表示すること。
- ・金額の訂正は不可とし、その他の記載事項を訂正する場合は、該当箇所に押印すること。
- ・見積書合計金額が見積金額の限度額を超えている場合は、企画提案書の審査対象から除外する。
- ・見積金額の限度額内での提案を行うこと。
- ・金額の重複記載や誤字又は脱字等で必要事項が確認できないことがないこと。

⑧ 提出部数

- ・10部

- ・企画提案書の1部は表紙に社名を記載し、9部は社名が特定できる表記をしないこと。
- ・見積書の1部は社名を記載して代表者印を押印し、9部は社名が特定できる表記をしないこと。

⑨ その他留意事項

- ・提出された企画提案書は、返却しない。

(6) 最終業務委託候補者の選定

① 評価方法

- ・糸島市職員等で構成する「糸島市運動公園整備等発注支援業務委託候補者選定委員会」を設置し審査する。
- ・企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングの審査を行い、最高得点を得た参加者を本業務の業務受託候補者として選定する。
- ・プレゼンテーション・ヒアリングは平成30年7月20日（金）及び7月26日（木）（予備日）で実施を予定し、日時については、企画提案書を提出した参加者に平成30年7月18日（水）までにEmailで連絡する。
- ・プレゼンテーションでの持ち時間は、1者当たり40分程度（提案説明20分程度、質疑20分程度）とする。
- ・プレゼンテーションへの出席者は、必ず管理技術者及び主担当者を含み合計5名までとする。
- ・プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書（補足資料を含む）の内容のみとする。企画提案書にない追加提案の配布は認めない。
- ・プロジェクター、スクリーンは市が準備するので、必要な場合は事前に申し出ること。
- ・質疑は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について行う。
- ・プレゼンテーション実施時には、会社名が特定できるようなもの（バッジ等）は身につけないこと。

② 評価点の算出方法

- ・企画提案書及びプレゼンテーションについて、内容が（別表1 企画提案書の選定に係る評価基準）に該当すると認められる場合、内容に応じた点数を加算し、合計の平均点で算出する。
- ・審査の結果、同一の最高得点を得た参加者が2以上ある場合は、企画提案書及びプレゼンテーションの最終評価得点が高い提案業者を選定する。

③ 価格評価

- ・価格評価は、以下の式により算出する。

$$\text{価格点} = 10 \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格})$$

※（最低見積価格÷見積価格）が0.5を下回るときは、0.5を下限とする。

④ 選定結果の通知

平成30年7月27日（金）までに文書で発送

- ・本市は、委員会の選定結果を取りまとめて本市のホームページで公表し、最終業務受託候補者及び選定されなかった参加者に対しては、「審査結果通知書」により通知する。
- ・ホームページに掲載する参加者名は、最終業務受託候補者のみとし、該当以外は匿名化する。公表に関する電話及びEmailによる問い合わせには、いっさい応じない。
- ・審査結果についての異議は受け付けない。

6 契約の締結

- ・本市は、選定された最終業務受託候補者と随意契約に向けた協議を行い、業務委託契約を締結する。
- ・契約時の仕様書の内容は、業務仕様書及び公募型プロポーザルの企画提案の内容に基づく。また、本業務においては、業務仕様書の要件を全て満たすことを前提とする。なお、プロポーザルの企画提案において、企画提案関係書類として配布する仕様書に記載のない内容が提案され本市が有益な内容であると認めた場合、最終業務受託候補者と協議、調整の上、契約時に仕様書に追記する場合がある。
- ・本市は、最終業務受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は交渉が整わない場合には、公募型プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。
- ・契約に要する費用は、全て業務受託事業者の負担とする。

7 その他

- ① 本業務を受託した者（再委託又は下請等の者を含む）は、平成31年度に市が入札公告を行う糸島市運動公園整備・運営事業に係る民間事業者の選定において、応募又は参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員又は協力企業となることはできない。
また、上記の者と資本及び人事面等において関連があると認められる者もまた同様とする。
※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- ② 書類の提出、提案に必要な経費等については、全て参加者の負担とする。
- ③ 提出書類は返却しない。また提出された文書等が著作物に当たる場合でも、市の情報公開条例の規定に基づき公開することがある。
- ④ 提出された企画提案書について、その提出期間終了後の内容の修正又は、変更はいっさい認めない。
- ⑤ 見積価格が著しく低額であるなど、契約の履行がなされない恐れがあると市が認めるとき、又は、契約締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当と認められるときは、調査のうえ、契約を締結しないことがある。
なお、調査に当たっては、調査に必要な資料の提出を求めることがある。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載があつた場合には、失格とする。

【契約までのスケジュール】

事 項	日 程
参加申込受付	6月20日（水）～7月2日（月）
質問受付 （参加資格に関するものは随時回答）	6月20日（水）～7月4日（水）
参加資格審査の結果通知 （企画提案書等の提出案内）	7月5日（木）
企画提案書等の提出期限	7月12日（木）
企画提案書の書類審査、プレゼン等連絡	～7月18日（水）
プレゼンテーション・ヒアリング審査	7月20日（金）、26日（木）（予備日）
最終業務受託候補者決定	7月20日（金）、26日（木）（予備日）
最終業務受託候補者公表及び結果通知	7月27日（金）までに公表、通知
契約に関する詳細打ち合わせ	7月下旬
契約締結（～H32.3月）	7月下旬

企画提案書の選定に係る評価基準

評価項目		評価基準	点数	
企業の 業務実績 (10点)	業務実績 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績の内容 ・業務実績がない：選定しない 	9	
	地域精通度 (4点)	<ul style="list-style-type: none"> ・糸島市発注業務実績の有無 ・過去2年間（平成28年度～29年度完了業務）の国の機関又は地方自治体での表彰実績の有無 		
配置予定技術者の資格及び業務経験 (15点)	技術者資格 (5点)	管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士資格（総合技術監理部門—建設又は建設部門） ・RCCM資格 ・上記資格をいずれも有しない：選定しない 	3
		主担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士資格（総合技術監理部門—建設又は建設部門） ・RCCM資格 ・上記資格をいずれも有しない：選定しない 	3
	業務経験 (10点)	管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経験の内容 (PFI又はDBO方式による運動施設整備等発注支援業務を同種業務とし、PFI又はDBO方式によるその他の公共施設整備等発注支援業務を類似業務とする。) ・業務経験がない：選定しない 	5
		主担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経験の内容 (PFI又はDBO方式による運動施設整備等発注支援業務を同種業務とし、PFI又はDBO方式によるその他の公共施設整備等発注支援業務を類似業務とする。) ・業務経験がない：選定しない 	5
価格 (10点)	価格条件	$10 \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格 (下限 0.5)})$ 小数点以下切り捨て	10	

評価項目		評価基準	点数
実施方針・ 工程計画 (10点)	実施方針・工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の内容 ・工程計画の内容 	10
業務実施 体制 (5点)	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制の内容 	5
業務内容に関する企画提案 (50点)	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・提案テーマ1の提案内容 	15
		<ul style="list-style-type: none"> ・提案テーマ2の提案内容 	15
		<ul style="list-style-type: none"> ・提案テーマ3の提案内容 	10
	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・理解度、的確性等 	10

合計100点